【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（金融機関の登録申請）

第三十三条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　資本金の額、基金の総額又は出資の総額

三　役員の氏名又は名称

四　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五　本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

六　他に事業を行つているときは、その事業の種類

七　その他内閣府令で定める事項

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第三十三条の五第一項第一号及び第二号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　親法人等、子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

３　前項第四号に掲げる書類を添付する場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（金融機関の登録申請）

第三十三条の三　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　資本金の額、基金の総額又は出資の総額

三　役員の氏名又は名称

四　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五　本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

六　他に事業を行つているときは、その事業の種類

七　その他内閣府令で定める事項

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第三十三条の五第一項第一号及び第二号に該当しないことを誓約する書面

二　損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　親法人等、子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

３　前項第四号に掲げる書類を添付する場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（改正前）

（新設）